

令和6年12月市長定例記者会見配布資料

令和6年12月2日
都市整備部

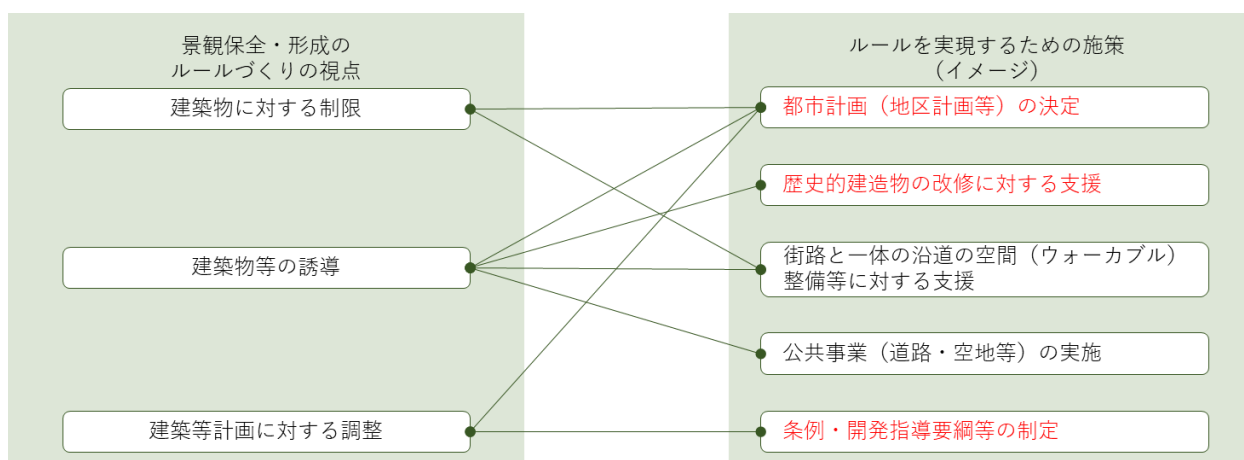
1 趣旨

紺屋町菊の司酒蔵の解体とその跡地へのマンション建設をきっかけに、市民や地元で結成された紺屋町まちづくりの会からの要望等を踏まえ、まちづくりのルール化の検討について現状を報告するもの

2 検討課題

- (1) 高層マンション等に対し、盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（以下、「中高層条例」という。）により建設地域の理解を得る仕組みを作っているが、地域が望む景観形成の面で課題もあることから、地域住民、事業者及び市が事前に調整できる仕組みをつくる必要がある。
- (2) 地域のまちづくりについては、その実情を踏まえたきめ細やかな検討が必要であり、まちづくりの主役となる地域住民の話し合いを基に、一緒に進めていく必要がある。
- (3) 景観重要建造物等については、修繕を要する個所が多く、所有者の負担となっていることから、現行制度を検証し、当該建造物がしっかり維持されるよう、支援の強化について検討する必要がある。

3 まちづくりのルール化に向けた取組の考え方



赤字の項目を優先して検討中

4 各検討事項の方向性

(1) 民間開発の誘導施策

既定の「盛岡市景観条例」及び「中高層条例」並びに「盛岡市景観計画」を検証し、高層建築物や開発行為等に対する事前協議の仕組みを当該計画等に加える方向で検討

目標：令和7年度 条例等の改正

(2) 地区レベルのまちづくりの方針

民間及び市の取組を基に、地区ごとの都市整備の方向性を検討

目標：令和6年度 素案⇒紺屋町まちづくりの検討とリンク

令和7年度 素案に対する意見聴取、成案

(3) 紺屋町まちづくりのルールづくり

地域の話し合いの中で、建築物に関する制限等を必要とする場合、地区計画及び景観地区に定める方向で検討

目標：令和7年度 都市計画決定等

(4) 景観重要建造物等の維持に係る支援策

景観重要建造物等の修復の実態を把握し、「盛岡市景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物修復事業補助金交付要綱」の改正等について検討

目標：令和8年度 補助金交付要綱の改正

担当：建築指導課参事兼課長	下田 眞備
景観政策課長	三橋 一仁